



るといわれておりますが、一年というものがほとんど大部分で、わずかに二年をこえるものもありませんが、しかし、なお見ますれば、約七割までは一年ないし一年何カ月というもので、二年にも満たないという結果が出ております。これでは、せつかくの三年を限度にするという考え方が現実には適用されないことになりまして、こういう面でもまた事業の進出が困難になっておりますので、この際、この据え置き期間というものは、業務方法書に三年というものがありますので、その限度額までおおむね認める方向で検討されてはどうか、こういう気がいたすのであります。で、ほかの、たとえば金融機関、政府関係機関等をなめて見ましても、大体私が見ているところでは、限度をきめた際には、限度目一ぱい見てやるというのが一般的な慣行のように私は見受けるのですが、ところが、この事業団は三年間という限度を持ちながら、現実にはもう一年とか一年二カ月とかという据え置きしか認めないということでは、私はどうも納得できないので、少なくとも業務方法書に書いてある三カ年びつり特別の事業を除いては認めるような方向にしてやらないと、今日のように、経済の不況が深刻に企業にも反映されておりますので、この点どうお考えになっておられるか、お答え願いたい。

○参考人(堀坂政太郎君) ただいまの据え置き期間の問題の前に、先ほど御指摘のございました四千万円をこえる融資についての前向きな姿勢でございますが、実際上いま四千万円以上の運営をいたしているものでありますので、私どももいたしましては、やはり大家の方々がこの業務方法書等によつてそれ以上のものを融資できるのだということを知っていただくようにいたしますために、できるだけ近い将来におきまして業務方法書等の改正について関係方面の御了解を得るようになりたいと存じます。

第二点の据え置き期間の問題でございますが、現状は、御指摘のように、据え置き期間が一年半程度のもので非常に多いのでございますが、実際に私も融資を決定をいたしました場合には、私どもより事業のよろろみと申しますか、収支見通し等をいたして、それで金融機関を通じ、あるいは私どものところでその企業の将来性について検討いたしました場合におきまして、まず、事業を始めてからその程度の期間を待たばほぼ正常な運転になり得るのではないだろうかという見当をつけましたときから御返済を願うような形で今日までやってまいりましたのでございます。もちろん理事会におきましては、産炭地という特殊な申しすか、産炭地という、工業立地上必ずしも有利でない地域で事業をやるのでございますので、他の既成の工業地帯におきますよりも、より一そう余裕を持たせるようにできるだけ実地はつめてきたのでございますが、御指摘のように、なお短いという実情にあることは遺憾に存じておるのでございますが、現実の問題といたしまして、当初企業がこの程度で返済が開始できるといつておつたにもかかわらず、事情の変化によりまして据え置き期間を延長してくれという御要望があります場合には、そのつどお申し出をいただきます。審査をいたしました据え置き期間の延長の措置をとっております。ただ、今日までにおきましては、三カ年をこゆる延長につきましてはまだ認めてないのでございますが、個々の企業の実情に沿つてその据え置き期間の延長をはかつておりますことを御報告申し上げたいと思ひます。

○大矢正君 あなた三カ年まではひとつでできる限り認める方向に、これは据え置き期間でありまするが、努力をしておるつもりであるという御発言だが、あなたのほうからいただいた資料を見ましても、三年目一ぱい見られた企業は、北海道の関係だけを見ましても、この三年間にわずか二件しかない。あとはみんな一年なり二年というところで、限度までいかない状況なんです。ですから、言われておることはよくわかるが、実際はそうではないということなんです。それと同時に、あなたのほうの出先は非常に頭がいいのかどうか、私はあなたを認めてやりたいのだが、ほかのほうにむずがしくて認められないというふうなことで、責任をのがれて、よそに責任転嫁をしておるような傾向があるわけなんです。そこがまいことろかもしれないが、自分で断わるやうな悪いから、大蔵省がいけないとか、やれどこがいけないとか言つて断わる。これは気持ちにはわかるけれどもも言つて逃げる傾向が顕著に最近あらわれておるようでもあります。私は金を借りたことがないからわかぬが、話によるとそういうこともあつた。そこで、短兵急にお尋ねいたしますが、据え置き期間は三年が限度で、特にこういう経済情勢並びに立地条件からいって、あなたの言われるとおり、産炭地に企業を誘致することは非常に困難でないところには意義があるわけだから、したがつて、据え置き期間を三カ年というの、極力その限度目一ぱいまで認めるよう努力するつもりがあるかどうか。もしあなたから適当な答弁が得られなければいつまでもねばるから、ひとつはつきりした答弁をいただきたい。

○参考人(堀坂政太郎君) 据え置き期間のほうをできるだけ産炭地の実情に沿うように修正する気持ちは、御指摘のとおり、十分あるのでございまして、今日まで融資いたしましたものにつきましても、先ほど申しましたように、その実情に沿うように据え置き期間の延長については今日までもやっておりますし、これからまたいたすつもりでございます。今後の問題につきましても、すでにいかなる場合においても据え置き期間を三カ年のほうを原則とする、三カ年であることを原則とするというふうなきめまことにございましては、これはやはり融資というたてまえでございまして、その企業がまず正常な運転を開始して返済の余裕ができるような状態がいつになるであろうかということについて、従来より以上、一そうあたたかい気持ちで配慮いたさせるようにいたしました。いと存じておるのでございます。なお、据え置き期間をいかに決定すべきかという問題につきましても、これは一に事業団の責任の問題でございまして、三カ年をこえない限りにおきましては、他に責任を転嫁する何ものもないことを申し添えておきます。

○大矢正君 いま据え置き期間の話だけいたしました。結局貸し付け期間についても、三カ年据え置きすると、十年ということになると、あと七年という結果が出てくると思つておるのですが、当然この十年が限度だとすれば、その範囲内で据え置き期間を幾らにきめ、そうして貸し付け期間を幾らにするかということになってくると思ひますが、これとあわせて非常に問題が出ておるのは、申請をあなたの方で受理してから実際に決定をさす日にちというものは、短期間で解決する場合がありますが、おおむね長期を要している。信用を調べるとか、事業の内容、計画を調べるとかいうことはもちろん必要なことでありますから、そういうものを省略せいと私は申しておるのじゃありませんが、しかし、より迅速にそういうことが運ばれるような方向に努力をするおつもりがあるかどうか。これは結果を見ればすぐわかるわけですが、結果の資料が出るわけなんです。これはあなたの方のほうでやりになった実際の姿というものが資料としてまた再び出された際に、私がここで質問をして、そのお答えがあつて、その答えたとおりの方角に努力をしてくるかどうかというところは、ぐあはれられてくるわけなんです。一つは据え置き期間の問題、それから貸し出し期間の問題、それから実際に書類を受理してから貸し付けを決定するまでの期間の問題、これは全部期間の問題になるわけでありまして、あなたのほうでいかに、あなたのほうでいかにこの委員会が私に質問してあなたのほうからお答えをいただいております。なかなかあなたのほうで、私が先ほどから申し上げている点について、文書でひとつお答えしていただかれません。できれば、書類を受理してから実際に貸し出



業団だけは、財投はこれだけだ、出資はこれだけだ、この範囲内でやれば七年しか貸せないとか六年しか貸せないとか、金利はこれしかないかないという、そういう計算ばかりやって先に計画を立てておいたら絶対よくならないですよ。だから、それはもっとやはり有利な条件でもって貸してやっ、そこでしりが合わなくなってきたら、それは国の出資なり何なりをより積極的に仰ぐというところでやっていかないと、帳づら合わせて、最初からそれに合うような貸し出し条件というものをつくったら何年たつたつてよくならない。だから、そのことをもっと十分考えてもらいたいと思、うし、そういう意味もあつてあなたの方に私はあなたの方の考え方を文書にして出さないと言っているのは、そういう意味のあることをお含みいただきたいと思う。

以上、別にこれはお答えはいたしません。

○委員長(大河原一孝君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大河原一孝君) 速記をつけて。

○小柳勇君 先般のこの委員会で通産大臣に御要望いたしましたように、衆議院の特別委員会における堀坂参考人の御意見、非常に傾聴すべきものがありましたが、それを石炭政策の抜本政策と関連しながら、大臣にも十分国の政策を検討していただくように、この前に宿題を出しておいたところでありますが、きょう堀坂参考人が見えておりますので、この衆議院における陳述の順序に従つて、あらかじめ問題点を一、二質問いたしておきたいと思つてあります。

第一点は、造成いたしました土地の価格が高いので、買入人もなかなか困るし、事業団も困るのだという問題です。それで、お話の中にそういうのがあります、事業団として、これをやっておられる当事者がどういうふうな施策をやつたら事業団の目的にも合致するし、それから、それを利用する工業、あるいは商業その他の人もいいと、こういうふうなお考えがあるか、第

一点にお聞きいたします。

○参考人(堀坂政太郎君) お答え申し上げます。

産炭地の振興は、企業の誘致ができたかどうかという点によりましてこの振興の成果が相当判定されることになるのであります。産炭地に私も企業にぜひきていただきますように努力いたします。ためには、やはり今日の現在の状態におきましては、企業が産炭地に行くことが他の地域で工場をつくるよりも有利であるというようにしなければ、なかなか企業というものが出てきただけなことは言うまでもないことではあります。その点から考えました場合に、私どもが企業誘致にまいりますと、地価は幾らでございますかという話が出るわけです。この点については、私どもの関係はいたしております。産炭地域の地形等も、決して工業団地をつくるのに有利な事情ではございません。また、地理的にも、いままでの既成工業地帯から見ても辺陲の地にあるということが一般の事情でございます。また、石炭の採掘をやりましたあと地でございます。そのようなところで安全な良好な団地をつくるのは経費がかかるという事情にもござい、ますので、できるだけ私どもが努力をしながら、安い良好な団地をつくるというふうな努力をしなければならぬことは言うまでもないのでござい、ますが、これにつきましてもおのずから限界があるというふうに思っております。特にこの団地造成は、大体六〇％の借入れ金で資金はまかなつておるといふような関係もござい、ますし、限度があるのでござい、ます。したが、いまして、第一の問題といたしましては、非常に卑近な問題といたしましては、団地造成にあたりまして、その土地をできるだけ有効に使えるように、単に工業団地だけを造るだけというのではなく、その工業団地と並用して、片一方に土をとつたあと地というものが住宅なりその他の工業用地に使えようというふうな運用ができるように、あるいは工業団地として使えるものであつても、直ちに工場等がくることが困難なようなものについては、ある程度

住宅用地その他として転用するという点にいたして、資金の効率等を高めるといふような面について御了解を賜りたいという点が第一点の問題でございます。

それから、第二点の問題といたしまして、土地をつくりますところのコストにおきまして、一番大きな要因になっておきますところの土地の買収費の問題でございますが、産炭地域振興事業団の土地造成につきましては、これはすべて契約ベースで土地を取得いたしておりますのでござい、ます。そこで、事業団が土地を買います場合におきましては、相手方の売るほうの御意思等も関係がござい、まして、これは政策的だから安く買うというふうなわけにはなかなかいかないのでござい、ます。ところが、売るほうの立場のほうになってみますならば、産炭地域振興事業団に土地を売った場合においては同じような税金がとられる、もしこれを公共用地とか、あるいは住宅公園等の用地として売りました場合においては土地収用法の適用があるという、そういう性質の事業であるというところだけの理由によりまして税金が非常に軽減をされておるのでござい、ます。したが、いまして、これは売られるほうの地主のほうといたしまして、これはよほど高く売らないという税金分が出てこないというふうなことに実はなるのでござい、ます。このような点につきましては、これはやはり産炭地振興としてつくりたいという問題が公共目的であるという点の扱いをしていただくように制度を直していただきたいという問題が第二点にあるわけであり、ます。そういうふうな比較的行政的御配慮によりまして得られます問題でも、なおかつ、これはその工場が、たとえば密集地帯から産炭地に移るといふ観点から見れば、土地が割り高であるというのが実はこの地価の割り高論という点になっておるのでござい、まして、冒頭に申し上げましたように、企業に魅力のあるような土地、地価にするということによって企業がくるのでござい、ますから、そういうふうな努力なり修正なりをしていただきました上においても、なお

かつ割り高であるという分につきましては、政府が産炭地域に企業を立地させるのだという御趣旨を生かして、これは補助金なりその他の方法で企業者のほうのめんどうをみていただくようなことが一番望ましいのではないかと、かように思つておるのでござい、ます。

もう一つの方法といたしましては、英国等でもやっておりますように、この土地というものは国の土地として持つておいて賃貸をするというふうな制度等も開いていただくことによりまして、土地に対する投資を行なわずに、企業がそのところで工場を設置できるというふうな制度も考えていただけないであらうかというふうなことをいま政府のほうにお願いをいたしておるのでござい、ます。

○小柳勇君 石炭局長、いまの問題が三つござい、ますが、一つは、工場団地と住宅地、あるいは商業団地、あるいは道路など、いわゆる工業団地造成をやる場合、ほかのほうに一緒にしたらもつと土地がプールして安くならないかということが一つ。この問題は、事業団法の十九条で、「鉱工業等の用に供する」ということで法律解釈としてはできはせぬかと思つ、その点いかに処理しているか、これが第一。

○政府委員(井上亮君) 先生の御指摘になりましたように、産炭地振興の一環としてやつております産炭地振興事業団の土地造成に関連いたしました、造成費がわりあい高くつく、したが、いまして、コストが高いので販売価格が高い、なかなか誘致企業に魅力のある土地造成にならないという御批判を前々から私も承つておりました。ただいま先生が御指摘になりましたような点につきましても、過般、私も検討いたしております。したが、ごく最近でございますが、やはり単に工場団地という点に限らず、工場団地をつくり出すわけでは、当然その社宅をつくるという問題も起こるわけでございますので、そういう意味合いで、住宅にも転用といひますか、利用し得るといふような道を、ようやく大蔵省と話し合ひをいた



たとえ設備補助金を上げますというよりなことをやっておるわけでございます。英国の例を申し上げますならば、英国は昨年末までは、工場の建物につきましては二五%ないし三五%補助金を上げます。これは他の地域に工場をつくる場合はないのでございます。それから、機械及び装置につきましては一〇%の補助金を上げますというのをいたしますと、いわゆる超過償却及び償却の割増し償却というよりなことをやられたのでございます。それがさらに、英国が御承知のように、ポンド危機というよりな情勢もあり、経済の、特に工業の発展が諸外国に立ちおくれたというよりなことを考慮いたしました、昨年の十月において設定いたしましたナショナルプランに基づきまして、ことしの一月からはさらにその制度を改めまして、割増し償却、あるいは超過償却という制度をほとんどやめまして、そして設備及び機械については四〇%補助金を出す、それから、建物については二五%ないし三五%補助金を出すというよりな制度をとっておるのでございます。そのゆえんは何かと申しますと、第一に、償却でみるということについては、これはいづれにしても、財政上の負担になるけれども、企業の成績とか種類によってその受ける裨益が違ふ、相当の投資をした数年後においてそういう利益が出てくるとか、そういうことである。一体これではどうも企業意欲を起すのに十分でないということから、そういう機械等に対する補助金を大幅に上げたのでございます。なお、四〇%に上げると同時に、他の地域におきまして機械及び装置については二〇%の補助金を出すという新しい制度をつくりましたので、差は二〇%であるということでございます。それから、建物及び装置につきましては、他の地域で工場を興した場合には補助金はいりませんで、産炭地等の開発地域に行つた人に対しては補助金は厚くなるわけでありました。したがって、そういうふうになりますことは、開発地域に人口が集まって、そこで工業が興っていく、あるいは人口が集まったことによること

るの交通障害、大気汚染というよりな問題が起る、それに伴うところの国家の支出が多くなるか、あるいは既存の工業地帯の公共投資がむだになるかというよりなことを考えれば、そういう補助金を出してもこういうよりな緊急なこの構造的な不況地域に企業を興こしたほうが得であるし、そういうよりな建設費、同じ設備に他の地域で五億の投資であったものが、産炭地というよりな構造的な不況地域でやれば三億の投資にしかならぬ、補助金をもらいますから。そうするならば、そこで十分に経済的に競争し得るようになるのじゃないか、こういう考え方であり得る。これは国民経済的にもそちらのほうが有利である。失業保険を出したり生活保護をしたり、あるいは過密地帯の大気汚染防止に非常に多くの投資をしたりする都市再開発をより一そうやっつけていかなければならぬというよりな趣旨から考えれば割り安であるという考え方であるし、企業家にとつても、いわゆる労働力の安定した空気のいいところで産業を興こすことができるだろう、こういう考え方に基いておるのでございまして、これは英国と同じよりな補助金云々の問題が日本ですぐできるとは思いませんけれども、いまの日本の地域に對するいろいろな援助制度の中において、先ほど小柳先生がおっしゃいましたこの四〇%、六分五厘の融資ということが特に目立つというこの制度では、なかなか産炭地に工場を持っていらつしやい、そちらのほうが有利ですよというよりなことはなかなかいいにくいとわれわれは言っておるのでございましてけれども、企業家の人はそう感じておられないというところがございますので、まあそういうよりなことが第一点であらうと思つております。

また、実はそういうよりなところで産業を興こすのに非常に有利であるというよりなするために、むしろ熟練した労働者等がそういうよりなところに移ることがむしろ奨励されるという実は制度がとられておるのでございまして、基幹労働者が工場密集地帯等からそういうよりな開発地域に行つて就職をするという場合については移転手当をやると、あるいはそういうよりなところに近代的な都市をつくる、建物は低家賃住宅といいますが、そういうよりな常になりつばな住宅でございまして、そういうよりなものをつくるということによつて、そういうよりな構造的な不況地域に行つても文化的な生活ができ、教育ができるというよりな制度の政策の集中というものが行なわれておると思つております。そういうよりなことが企業者にとつて私は非常に大きな魅力になるのではないかと思つております。これ以外に、国によりましては、進出した企業に對しては、損をした場合には国が補償するといふよりな制度をとつておることもございまして、あるいは構造的な不況地域については、一定期間は金利一%までに利子補給をするというよりな制度をとつておるところもございまして、いろいろな制度がございまして、それをすべて日本でするというよりは非常に困難であると思つてございまして、日本の現在の産業の太平洋ベルト地帯への集中という傾向ともあわせて考えますならば、かつて相当りつばな経済地域であった産炭地等に、そしてそこには相当多くの公共投資が行なわれておるわけでございますが、産業を誘致し、そういうよりな公共投資を生かしていく、あるいは地域住民の疲弊というものを救うということのためにも、もう一段の御援助をお願いしたい、こういうことでございます。

大きく三つの問題があるようでありまして、政府としての一番基本的な考え方を聞きますけれども、第二の設備資金の四割のほかに、何かもう少し企業誘致された企業が仕事始めのしやすいうりに保護するといふことがこの事業団のほうでできるのかできないのかという点、いかがでございますか。

○政府委員(井上亮君) お答えいたします。ただいま御質問の、産炭地域振興事業団で、単に設備資金の融資、四割程度を融資という形でやるだけではないに、産炭地へ誘致された工場等の機械設備に對する補助がでないかというよりな御質問でございますが、私は、この点につきましては、政策の重点をもつと積極的、かつ活発な工場誘致をやるべきだということであれば、それを国全体でそういう方針を確認すればこの法律の對象足り得るというよりな考え方をいたします。それから、次に運転資金の問題でございますが、これはまあことしは、先生御承知のように、初めてことしから産炭地域振興事業団に、設備資金のみならず、運転資金の融資業務を追加いたしましたわけでございますが、この法律が通りまして、そういう業務が開始されるわけですが、初年度でもございまして、予算等はまだ私きわめて不十分だと思つておられますが、これはまあ逐次拡大されるものと私は考えております。また、そういうよりなことは、私には思つております。

○小柳勇君 次の大きな問題は環境整備の問題でございますが、堀坂さんの御意見の中に非常にいいことを言っておられる。私も閉山したあとの山を回ります。年に何回か回りますと、まことにこれもう荒涼たるものを感じるわけです。で、閉山いたしますというよりな、宿舎はそのまま荒れ果てて、したがって、そこを政府が、閉山されたら政府の責任でその地ならしをして、あるいは牧草を植えたりと、ここにも書いてあるこの点をもっと少し堀坂参考人から意見を聞きたいのです、環境整備の問題で、早急に国が手を入れておいて、そうしますと今度企業者や商人でもそうですが、

もう企業者などは一目見たらわかるでしょうが、車ですつと回りますと、ボタ山があり、廃鉱のあとがあり、何しているという寄りつきませんけれども、きれいにしておきますと何とかやろうかという気になりますね。それでちょっと堀坂参考人に意見を聞いて、そのあとで政府から意見を聞きます。

○参考人(堀坂政太郎君) 産炭地振興の問題は、まず、地域経済なり地域住民のこの疲弊感というものをぬぐってやるような実質的なものを備えるということであろうと思ひますし、これが社会開発政策といつてもいいであろうと思ひるのであります。そういう点におきまして、この環境を整備するということ、これはやはりこういう場合の地域振興の基本の問題ではないだろうかと思ひのであります。今日までの環境整備は、これは政府のほうにおかれましては、御努力をいたしたいのであります。つきましては、道路、あるいは通信等につきては、非常な優先的な投資をしていただいできておるのであります。残念ながら、ボタ山なり、あるいはボタ山でないまでも、炭鉱の鉱業用地のあと地というものが、これのままに放置されておる。したがって、この地域住民に、これらの地域が、ほんとうにわれわれの地域が急速に実は変わっていくんだ、より新しい社会に変わっていくんだということをほんとうに確信してもらふようにするためには、そうしようを見捨てられたということばを英国では使っておるのであります。そのような環境を早急に改善をして、われわれの地域もこのようにきれいな地域になり得るんだというのを早急にしていかなくてはならないと思ひます。この点におきまして、日本は鉱害地には非常に進んだ制度をとつていただいでおるのであります。この鉱害復旧という点を除きましては、いまだ十分に手がついていない。したがって、その周辺の子供さん方は、人心が荒れ、非行行為を行なう人さへ多くなつてきているという事情であらうと思ひのであります。これを改善するということは、これは

いわゆる経済ベークスの企業としては是はできないのであります。それはちやうど鉱害地を直して、あるいは道路をよくするような形の資金として早急にやっていく必要があるというふうには私思つておるのであります。地域住民が、われわれの地域が変わつて、赤さびの鉄骨やボタにおおわれている地域が緑の地になり、あるいは整頓された土地になるというの喜びというものは、必ず地域の大きな発展の力になるであらうというふうには私思つておるのであります。

○小柳勇君 石炭局長、いま大臣は来られたばかりですが、いまの問題はわれわれ常に考へておるのですが、地元山がたぐさんあるものですか、山がつぶれますと、そのあとはもう野放しに返してもらいたくない。鉱害はもろく復旧しなければならぬ。鉱害は簡単には——安定期間が要りますから。その他、たとえば坑道の閉鎖とか、建て屋撤去とか地ならしとかをすることはできるわけですが、合理化事業団の範囲ではなさそうだが、合理化事業団は地下の問題になりません。地上をやるというところに入りますか。どういふ法律で適用できますか。そういうのを整備する法律ありませんか、どうですか。

○政府委員(井上亮君) 現在産炭地域に見られますように、非常に疲弊し、かつ、荒廃した地域、これを私、わが国におきましても、先生御承知のように、後進地域の開発のための法律とか、あるいは離島振興の法律とか新産都市とか、いろいろ地域振興関係の諸法律があるわけですが、しかし、私、率直に言ひまして、石炭をやっているから申し上げるわけではありませんが、やはり産炭地域の疲弊の程度は、これは後進地域とか新産都市あたりの程度とまるっきり違うわけです。ここは先生も御承知のように、失業の猛烈な多発地帯であり、また、炭鉱とともに栄えてきた町であり、また、その経済の中心を失えばとたんに廃墟

と化する。しかも、御承知のように、膨大な鉱害が残り、かつ、ボタ山という特殊のものが残るといふようなことでもございますし、しますから、この地域の地域社会の疲弊というものは、閉山が進めば相当おそろしい事態になるというふうには私思つておる。そういう意味で、特段の産炭地域に対する産炭地域の振興のための助成を行なわなければならぬというふうには私思つておる。そこで、産炭地域振興臨時措置法とか、あるいは産炭地域振興事業団法、これはこういふ意味が、これはもう先生御承知のように、この法律は実は私つくつてまいりましたわけですが、やはりなかなか実際にこれを適用し、運営してみますと、私は、まあ自画自賛するわけではありませんが、相当程度のことではあると思ひますけれども、また、現に相当な業務を事業団がやっておりますけれども、しかし、産炭地域の現状から見ますと、なおまた非常に問題が残るだらうというふうには自覚をいたしております。で、今後こういふ特異の疲弊した産炭地域に対して、地域開発からの観点なり、あるいは社会開発の観点からどういふ施策をやっていくのかというふうなことは、今後のやはり大きな一つの課題だと私は思つております。こういふ施策に私はこの法律をこゝにして十分対処していけるんじゃないかというふうには考へております。現状に甘んじておるものではないと思ひます。

○小柳勇君 局長がごっしゃつたようなことが今度の本策といわれる答申の中に出るのか出ないのか。たまたもう石炭産業のことだけ書いて、あとの地域開発とか、あとのそういう炭鉱離職者などの問題は当然入ると思ひますけれども、そういう問題が出るのか出ないのか。

○政府委員(井上亮君) 今度の法案は、結論から申し上げますと、産炭地振興についての、特に石炭産業の今後のストラップ・アンド・ビルド政策、これに関連いたしまして、直接にやはり産炭地域の問題に関連いたしまして、石炭

○小柳勇君 今度の改正で運転資金五億円つくことは非常に賛成であります。これに反対いたしません。私は、堀坂参考人の言われたように、産炭地振興事業団は、閉山になりました山

の再建築が主体になりますけれども、しかし、そういう関係がございまして、産炭地振興についての基本的なやはりあり方の問題、方針の問題、こういふ問題は触れられると思ひます。しかし、第一次調査団でやりましたように、第一次調査団は、先生御承知のように、石炭産業の安定対策だけではない、産炭地振興に至るまで網羅的に、包括的に答申をお願いしたわけですが、今回の、まず、第一次には石炭産業の再建築、これが中心になってたゞま議論されております。しかし、これは大臣からも特に御指示がありまして、当然この石炭産業の今後のあり方と関連して、産炭地振興政策についても大きなやはり反省を必要とするというふうな観点から、この答申はおそらくこの六月の末くらいまでには一応答申していただけるのではないかとこの見通ししております。その直後にこの答申、本策とも関連する産炭地振興についての検討をいたしたい。

なお、これもまた先生御承知のことですが、私もいろいろ諮問いたします審議会の組織の関係は、一応石炭産業審議会、それから、産炭地については、特に産炭地振興審議会というのが石炭産業審議会と並んであるわけです。これは一本にできないかというふうな御議論もかつてあったわけですが、これは性質が違いますので、特に産炭地振興対策になりますと、これは地元の県とか、あるいは地元の市町村、こういうところとは非常に密接な関係がございまして、要するに、審議をしていただきます委員さんもそういう地方の実情を把握され、かつ、指導をされる、こういう方々にも委員になつていただかなければならぬというふうな意味で審議を二つに分けてございまして、先ほど申し上げましたように、本策が出た第、これとの関連において振興政策に取り組んでまいりたいという方針でございます。







いか、こう思っておるのであります。全面的に私はあなたの方のおやりになっておることを否定しておるのではない。その点をひとつ御了解願いたいと思ひます。

先ほどから産炭地域の振興につきまして、各方面、各観点から論議されましたので、私あらためてどうということばをいせんけれども、問題は、産炭地域振興がおかれておること、これは事実であります。炭鉱のスクラップに振興計画が追いついていないその結果がこんなになつておるので、企業誘致にいたしまして、産炭地域の整備がおかれておるので、その点については、大臣でなくても、事業団の方からでもよろしゅうございませうが、御答弁願ひたいと思ひます。

○参考人(堀坂政太郎君) お答え申し上げます。産炭地域の整備につきましては、これは政府のほうにおかれましては、国あるいは道、県それぞれのお立場によつて所管せられるものが違つてございませうが、今日まだ表面的には出ていないにいたしまして、他の地域なり、あるいはいままでのそれぞれの地域におかれましては状況から見ますならば、近い将来においては相当この基本的な面がよくないという見通しがついておるところも決して少なくないでございませうが、先ほどから御審議のございましたように、産炭地域が、ほんとうに産炭地帯なり、あるいは環境整備ができたというふうになりますためには、先ほどからの御審議のように、もう一段の努力が政府サイドにおいて受け入れられなければならないと思つておるのであります。私も思つておりましたが、それらにつきましての努力をいたしたいと思つておる存じます。

○鬼木勝利君 事業団の方からそういう御発言を私は待つておつたわけなんであります。確かに九州の産炭地域に進出しておられますところの企業は約二百社くらいあると思はれますが、いずれもこれは産炭地域振興の中核となるべき企業ではないのであります。それがほとんど大部分であります。

す。先ほどからお話がありましたように、中核企業が誘致されないということになります。これは地域経済の真の振興には私はならないと思ひます。だから、中核企業の誘致という面におきましては、これは運転資金も本年度から、この法案が通れば出されるという手は打つてありますけれども、何をいしても産炭地域の私は整備が先決である。そして中核企業を誘致する、しかも、本年度は初年度だから、わずかに五億の金でそれを融資するんだと、これでは大臣がおっしゃるような抜本的な政策になるのか。いま事業団のほうのお話でも、もう少し強力でやつてほしいと、こういうお話でございませうが、その点大臣はどのようにお考えでございませうか。御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 産炭地域の強化については、数字から見ると、産炭地は相当に優遇されておる数字が出ておるわけですが、しかし、どうも急激なそういう産業構造の変化で経済的には条件が非常に悪くなったので、少々率がいいというところではなかなかやはり振興はむずかしい。そういう点で、国の産炭地振興について私は、全面的にこの機会に検討してみたい。というのは、こういう産炭地帯に対する国の助成というものは、こういう産炭地帯にあらためて従来の実績等から考へてみて、そして検討を直してみたいと思つておるわけでありませう。これで三木さん十分と思つておるのかという御質問だろうと思つたが、十分と思つておると思つておるよりほかにはない心境でございませう。

○鬼木勝利君 結局先ほどから申しますように、破壊はやすく建設は難しと、全くそのとおりで、スクラップは急速に行なわれて、そのあと始末は遅々として行なわれていない。しかも、企業の誘致でも、最も安易に手つと早くこられるような、また、くるような誘致運動しか行なわれておらない。離職者のそういう点もあると思つたが、離職者を早急に吸収するため、その見地から手つと早く、弱体企業でも、とにかく離職者を

それにはめるんだと、何をおいても早くこれをやれと、そういうところから、中小企業もせつかく産炭地に乗り込んでくるも倒産するというふうな、そういう経営不安定なものが私は今日大部分であると思つた。そこで、それでは産炭地域経済の総合的な振興には私はならないと思つた。一時の糊塗策であり、安易な産炭地帯振興計画であつて、恒久的なものではない、一時的なものである。これは大臣のおっしゃる抜本的な解決にはならない。だから、今後私は、あくまでこの地域経済の中核となる大企業を誘致すべきであると思つた。その点、大臣はどのようにお考えになりますか。これはもう当然のことだ、おっしゃるとおりだとおっしゃるかもしれないけれども。

○国務大臣(三木武夫君) やはりいまの、産炭地の企業誘致というものは、わりあい力の上からいって脆弱な企業も多いわけでありませうから、もう少しやはり中堅といふべきで、少規模の大きい企業が産炭地に誘致されて、そしてそれが産炭地経済全体によく関連性を持つようになつていくことが好ましいと思ひます。それにはいろいろ条件というものが、あまりこつちの政策的目標だけで企業の誘致ということではできにくい点がありますので、これは何らか新しく加えなければ、いまのようなままではなかなかそういう中堅企業の誘致というのにはむずかしい。私が再検討をしてみたいというの、いままでのような状態であるとなかなかやはりやつてこないのではないか。そういうことで、もう少し中堅企業が誘致できるような新しい構想をこの機会に練りたいというところで、全面的に実施計画なども再検討してみようと思つておるわけでございます。

○鬼木勝利君 大臣のおっしゃることはよくわかりませうけれども、実態はなかなか大臣のおっしゃるようにはいかない。審議会の答申を待つというのをよくおっしゃいますが、私は、産炭地域の振興は地域経済を振興するといふ点から、中小企業や弱小企業ではだめだと、こういうことは、これはもう私は答申を待たなくてもわかつておることに

だと思つた。で、第一次答申、あるいは第二次答申におきまして、御承知のとおりと思ひますが、第一次答申も第二次答申も、政府関係企業の積極的進出が大事である。第二次答申では中核となる大企業が望ましい。第一次も第二次答申も、産炭地における企業誘致は大企業でなければいけない、政府関係の企業でなければいけない、こういうことを答申してあるように思つております。その点、いかがでしょうか。

○政府委員(井上亮君) お説のとおりでございます。○鬼木勝利君 そこで、大臣にまた私ちよつと尋ねたいのでございませうが、これはかつて、なき池田総理が九州にいられて、筑豊地方の産炭地に大企業を誘致すると、例すれば専売公社とかあるいは造幣局、あるいは政府機関の被服工場というふうなものを誘致するのだと、このようにおっしゃつたことを私は記憶いたしております。そこで、私は、前通産大臣の櫻内さんですか、そういうことを予算委員会でお尋ねしたところ、櫻内氏いわく、私もそういう記憶がございませう。そういうふうに答弁いたしております。その点について、今日私ら地元では首を長くして待つておりますけれども、その影すらもまだありませんが、三木通産大臣はその点御存じあるかないか、お尋ねします。

○国務大臣(三木武夫君) 池田総理が、私も当時新聞紙を通じて、そういう発言があつたということとを記憶しております。自民党内閣内閣総理の言つたそういう約束は、やっぱり政党内閣として、できるだけあとに続く者がやはりその実現に努力をする責任を持つておると思つております。ただ、池田さんが言われてから、ここにもありますが、自衛隊が移駐されたし、それから、工業技術院の九州工業技術試験所が行つたのと、フィルタ工場が設置された。だから、全然池田元総理がただ放言をしたといふことではないので、まあかなりそういう意図のもとにできるだけのことはいままでやつておつたといふ実績はありますけれども、

これでは地元の期待に完全にこたえてもいないわけでありまして、今後やはりそういう形のほうが一番安定感がありますから、さらに今後その精神を受け継いで努力をいたしてやることにいたしたいと思っております。

○鬼木勝利君 いや、まことにまじめな御答弁をいただきましたが、これは私、三木大臣にお尋ねするのは、いまあなたがおっしゃる通りに、何と申しまして天下の公党自民党でございますし、あなたも政務調査会長もなさっておったのだから、大臣が発言した政策を、おれは知らなかった、新聞紙で見つけたので、そりや発言を新聞紙を見て御存じになったのであって、内容はあなたも同一のお考えであつたと思う。政務調査会長が知らないことを言われるわけがないと思う。そこで、まあ幾らかそれはフィルター工場やあるいは自衛隊、この自衛隊はその前からお話があつておりました。全然放言とは言えないけれども、

けれども、だれども、かなりやつたとは言えない、ほんの一部分であつて、九牛の一毛にすぎないのであつて、でございますので、単なる党勢拡張とか、あるいは選挙目当てのお話であつたならば私どもは承知できません。まあなくなつた池田さんの死にむちうつようなことは私はいたしませんけれども、幸いにして三木通産大臣をわれわれはここに迎えておりますので、ただいまのお話のように、十分これの実現ができませんように、池田さんが草葉の陰から喜ばれるようにひとつやっけてもらいたいと思つております。その点、私の申し上げておるようでございますけれども、私ども地元としては、もうかなりやつてもらつたというふうな考えは毛頭持っておりません。その点ひとつ大臣、もう少しお考えを承りたいと思つております。もうだぶかなりやつているじゃないかというふうな、これはたいへんな開きがあるようです。それでもう一度念のために。

○國務大臣(三木武夫君) 地元とすればこの程度では御満足でないことはわかります。したがつて、池田さんはあんなまじめな人ですから、放言をしたというふうなことはないと思つてございしますが、党勢拡張のためにそう大臣が発言するということのようなことは考えられません。私どももとに続く者がその精神を受け継いで、まあ地元ではちよつとぐらひのはかはこの問題は実現してないという、そういう御感覚であるということでありまして、これをできるだけわれわれがこういう問題を実現をさせて、地元の御期待にもこたえるようにいたしたいと思つております。

○鬼木勝利君 今度は、具体的に大企業誘致につきましてお尋ねしたいのですが、先ほどから私が申しましたように、産業基盤の整備について、九州、筑豊地方のことを特にお尋ねしたいと思つて、道路あるいは港湾、用水、鉄道、電話網、こういう点について、どのように今日まで整備されたか、その点をひとつお尋ねしたいと思つております。

○政府委員(井上亮君) 先生も御承知のように、産炭地振興につきまして、産炭地振興臨時措置法に基づきまして、産炭地振興基本計画というものが実施計画をつくつておるわけでございます。この計画の内容は、単に通産省所管だけでなしに、先生御指摘の産業基盤の整備という問題が非常に大きな問題でございますので、そういった計画も産炭地振興基本計画並びに実施計画の中に盛り込んでおるわけでございます。これを総合いたしまして計画にいたしておるわけでございます。が、ただいままで実施されました施策の概要を申し上げますと、たとえば産業基盤整備の中で、北九州産炭地周辺の道路というものの整備につきましては、これは先生は地元でございますので、私以上にお詳しいと思つて、たとえば飯塚方面のバイパスというふうなものは、昭和四十年よりこれは懸案でございましたが、現に着工いたしております。

それから、なお、水の問題につきましては、久保白ダム、これはいままで長い間の懸案になつておつたわけでございますが、これもようやく調査も終わりました。ただいま国からも一定率の補助、これは従来二五〇程度度の補助でありましたものを、補助率も三五〇に引き上げてきてこの建設に着工いたしております。それから、なお、これは産業基盤整備の中で、これは私ども産炭地にかつて参りまして、私ども気がつかないで、非常に痛切な訴えをされてきたこの施行計画の中に取り入れられましたものの中に電話網、即時通話の実現をはかつてもらいたいというふうな要望が各地からあつたわけでございます。こつたものも産炭地振興実施計画の中に取り入れまして、これは郵政省とも緊密な連絡をとりまして、集中局全国即時網への編入等につきましても相当な前進を見ております。いろいろな地点も想定されておりますが、これらにつきましては、大体四十年末まで、まあ昨年末でございしますが、大体実施されるところが相当数のほりです。それから、なお不十分な点につきましては、引き続きこつた措置を郵政省とも連絡しまして、促進するようにいふ努力いたしております。

そのほか、道路、港湾等につきましては予算措置等で御承知だと思つて、たとえば道路につきましては、全国平均の道路工事業量の伸び率が二、三％に對しまして、産炭地域につきましては二、三％というふうな、この程度では不十分だといふおしかりもあるかと思つて、いづれにしまして、優遇措置を講ずるよう努力いたしまして、そういった実施をはかつております。

それから、企業誘致につきましては、同じく振興計画の中に入つておりますが、この点につきましては、先ほど来の御質問にありましたように、特に今年度からは融資比率の引き上げ、あるいは限度をこえまして、たとえば中堅企業等の融資等に際しまして、必要とあらば四割にとどまらず、五〇％、六〇％、七〇％程度でも必要に応じて出し得るといふような体制を整備いたしておるわけでありまして、ただ、企業誘致が数百企業全国

の産炭地に誘致されておるわけでございますが、御指摘のように、中小企業が大半でございまして、ほんとうに地元が要望される中堅企業の誘致がなかなかかばかしくない、これらの点について私どもは座視して、ただ融資されるのを待つておるわけではございませんで、地元の市町村におかれましては熱心に中堅企業の誘致に努力しておられますし、私どもも側面から関係の大企業の方とも打ち合わせをいたしまして、誘致方の懇請をいたしております。ただ、私がみずから歩きました範囲の感じでは、もう四、五年たてば行つてもいい気持ちはあるけれども、目下経済界は非常に不況でございますし、先の見通しがしばらく立ちがたいといふようなことでちよつと立ちがたいといふ大企業も数社ございます。しばらく景気の回復と経済見通しがもう少し明確になるまで待つてほしいといふような意見の大企業もございまして、先ほど大臣からいろいろのお答えがございましたように、そういった方針で、さらに私どもは中堅企業、要すれば大企業の誘致を可能ならしめる諸条件を検討いたしまして、さらにこつた点の改善をはかつてまいりたいといふふうに考えております。

○鬼木勝利君 大体産業基盤の整備に對しては、今日までの経路は大体わかりましたが、私は筑豊地方にはたびたび参ります。先月も参りました。十分皆さん方に、より一そう努力していただかないという、もう現地はあなたの方のおつしやるようなものではないのです。非常に基盤整備の仕事が山積しておると私は思つて、そこで、事業団の今の運転資金の問題ですが、五億といふことで、これは初年度だからといふふうなお話でございますが、それは機械貸し付けならば試験的でもいいと思つて、金を融資して

仕事をやらせるのに、試験的でやられたのでは私は困ると思う。初年度であつても、先ほど事業団からのお話にもありましたように、五億円という金でどういふふうにするか、これは小柳先生からも詳しく話がありましたから、私も簡単に済ませたいと思うのですが、貸し付け期間、あるいは利率なんかはつきりいたしておりますが、融資の対象をどういふふうにするか、どういふ基準でやられるか、実はこの前の委員会の場合にも、田川に進出していらつしやる広栄堂の社長さんですか、お見えになつて、数千万か、五千万か六千万かの金をようやくつくとつて、そして仕事を始めた。ところが、アンプルは発売禁止だということ、また再び仕事を新たに計画してやらなければならぬ。そうなるという、運転資金は全然ない、市中の金融公庫には全然信用がない、つながらがないので、どうしようもない。今回運転資金が、この法案が通つてそういうことになる、大いに助かりますというお話がありました、融資の対象をどのようにされるのか、わずかに五億の金を、そういう貸し付け方法、査定方法、基準というような点について少し承りたいと思つておられます。

○政府委員(井上亮君) 産炭地に誘致された企業に対して、ことしから運転資金融資制度を設けたわけですが、予算は五億でございますが、これは鬼木先生、ちょっともし私の発言でそういうことを言つたら、これは誤りでございまして、試験的ではございません。試験的と申しましたのは、この貸与制度につきましては、これは新機械を、特に新機械に限りまして貸与制度にしたい、つまり融資の対象に乗りがたいものについて、企業は危険がございしますから、なかなか新機械は融資を受けて買わない、そういう危険があるのです。そこで貸与制度でやつてみようかと、こういうことではございますが、運転資金につきましては、確かに要望額から見ますと、要望額は、私先般の参考人等の御意見も承りまして、大体二十億程度を御要望なさつておられるのではないかと考へておりますが、これに対して五

億円でございしますから少ないわけではございません。ただ、私も、この五億円で十分足りるという確信は、いま直ちに持つわけではございません。ただ、この五億円を有効に使ひまして、できるだけ産炭地の誘致企業が困らないような配慮をしていきたい。もちろん五億だけで運用するわけではありませんが、ほかにも中小企業金融公庫からの協賛もありませんし、あるいは商工中金の活用資金という問題もあるわけではございません。なお、また、産炭地域振興事業団から新たに運転資金が出ていきますと市中の協賛も得やすいという点もございします。他の政府関係の金融機関、あるいは市中とも連絡を密にして、できるだけ産炭地の企業が困らないように努力してまいりたいというふうな考へておられます。

○鬼木勝利君 いまちょっと私聞きたいという点にも片りんは触れましたが、この従来の信用保証制度などの既存の制度はむろんそのまま活用を努力しなければならぬと思うのですが、新設企業が地元金融機関と非常に関係が薄いと、だから先日お見えになつた稲田社長もその点を切々と訴えておられました。そこで、政府関係の金融機関から円滑に運転資金の供給ができるように、この法案で運転資金の貸し付けはむろんできますが、なおかつ、政府の金融機関でも円滑に運転資金の供給ができるように、そういう配慮が十分あるかないか、その点をもう一度ひとつ。

○政府委員(井上亮君) できるだけ鬼木先生の言われまふような方針、あるいは考へ方で善処してまいりたい。私も、産炭地振興のために、あえてきていただいた企業でございしますから、そういう意味で、できるだけごまかにお世話申し上げるような態度で融資制度を運用してまいりたい、そういうふうな考へておられます。

○鬼木勝利君 そういうふうな私どもがお尋ねすると、なかなかつばな御答弁ですが、そうすると、前回のよう、ああいう広栄堂の社長さんなんかあんなに綿々として切々たる訴えがなされたはずなんです。地域の疲弊し切つたどん底にある産炭地にせつかく企業を誘致し、どうぞおいでください、ありがたうございしました。それがあつて、あなただ方は十分行き過ぎるよう考へておられます、そういう点が話がなかなかうまくつた一致しないのだ、妙合しないのだね。もう少しまじめに、ただ答弁だけでなくて、やつてもらいたいのだね。

○政府委員(井上亮君) 私は、私のほんとうの行政指導としての信念を申し上げておるわけではございまして、本心にそう考へておるのであります。本日ちようど参考人として、実際に融資の衝に当たられます産炭地域振興事業団の理事長、理事が見えておられますので、さらに私の方針に基づいて実施に当たられます理事長さん、理事さんの考へを聞いていたしたいと思います。

○鬼木勝利君 問題は、われわれは悲痛な叫びをもつて、おいでください、いわば助けをくれ、そしてお招きをしておきながら、その間、企業体を泣かせるようなことでは、これではどうかと私は思つたのですが、あの日痛感したのですが、その点ひとつ。

○参考人(堀坂政太郎君) 事業団としての考へ方を申し上げます。鬼木先生のおっしゃいますように、実は産炭地に出ておられます企業の運転資金を全部みるということになりますと、非常に足りない少ない金でございします。この五億を、いかに進出をされている企業の中で最も苦しいものに重点的に充てるかというのが先生の御趣意であるかと私は思つてございします。進出をしておる企業の中には、相当大きな企業のバックもございまして、市中銀行等の融資を受けることによつて、円滑に回転をしておるものも相当あるのございしますが、先ほど来御指摘のように、特殊な問題にぶち当たつて、そして運転資金も急に借りられないというところ、その運転資金を供給することによつて、先ほど大臣のお話もございしたように、産炭地にきたという、その誠意といひますか、熱意をお持ちになつておる企業を倒さない

ようにする突っかい棒にするというのがわれわれ運転資金を融資していただく趣意であるかと存じておりますので、まず、進出をいたしておりますところの企業の運転資金の実情につきましまして、目下調査をいたしておるのでございまして、その中で、市中金融機関、あるいは関係の政府関係金融機関から融資がすでに出ているもの、あるいはそれでまだやれる、その方面に今後とも期待できるようなものは、ひとつこの際は少ない資金でございしますので、できるだけ御遠慮を願ひまして、そうしてできるだけ苦しい企業で、ここで突っかい棒をすれば今後とも円滑な回転をしていき得るという方向に重点的に与えるようにいたしたいと存じます。同時に、さらに、その際におきましては、あわせて、私どももいたしまして、中小企業金融公庫、あるいは市中金融機関等と接触をいたしまして、協調融資等々をお願いをすることにいたしたいと思います。

○鬼木勝利君 そういう点を私お尋ねしておつたのでありますけれども、だから、先ほどから何回も、わずか五億円の金をどうしてどのように貸し付けるのだ、その査定方法、貸し付け基準というのはどういふところに置くのかということがよくやういふまかりました。局長はなかなかいいことばかり言つて答を全部はすしてしまひ、満足しないのですが、それでいまので大体よくわかりました。どうぞひとつそういうふうによろしく。

それから、これも先ほど小柳先生からお話が出ましたので、私詳しく申し上げなくてもいいと思つたのですが、事業団の造成地の譲渡価格がどうもやはり高いのじゃないか。先生の言つておつたように、やはり私は、進出企業にとつて魅力的なものとなるように価格を引き下げて、あそこにあつた土地がある、あそこはいい、価格も安い、あそこはひとつ行つてやつていこうというふうな魅力的な、むりやりに客引きが引つ張るようなことではなくて、魅力的に向こうから進んでそこでひとつやろうというように、やはり私はこの造成地の低廉化ということがまず大事なもので

あると思う。この点事業団ではどういうふうにお考えになりますか。どういうふうにするのか。今日では坪単価をおきめになっておられるのか。今日では坪という単位は使っちゃ悪いことになっておられるのですが、これは御容赦をお願いすることにして、単位価格の算出基準と申しますか、それをひとつ承りたい。

○参考人(堀坂政太郎君) お答え申し上げます。

事業団の土地造成の原価構成及び売却のやり方でございますが、事業団は、この種の機関といたしまして全体といたしましては事業団の造成の原価が回収をされるということが必要であるのでございまして、産炭地を見ました場合におきまして、非常に整地が容易なところと、容易でなくて、しかも工場を誘致したいところと、いろいろ実は差が大きいのでございます。したがって、造成地の値段を構成いたしますところの土地の買収費及び造成費、それから、政府からお借りしております金に対する利子、それから、事業団が造成をするに要しますところの人員費その他の管理費、これらで一応原価を各団地ごとに構成をいたしますが、その場合におきまして、立地条件がよくて割りに安にできたところにつきましては、この造成原価の二〇%以内において若干の調整をいたして少し高く売るといふことがある反面におきまして、造成費が非常に高くついている立地条件の悪い方面に対しましては、造成原価の今度はまだ二〇%以内におきまして調整をして低くするといふようなことで、できるだけ全体として事業団が関係しておりますところの用地については、バランスがとれるように実はいたしております。

なお、そのほかに、昨年来、この地価引き下げのことに関連いたしました、実際に原価構成上六分五厘として計算いたしております金利が、自己資金等が若干入っております。そういう関係から出ますところの余裕金をも地価引き下げの財源にいたしておるのでございますが、現実問題といたしましては、各産炭地におきまして、いかに立地条件のいいところといえども、みずからの土地に

工場にきていただきたいということで地主は土地を提供しておられるのであります。したがって、二〇%以内の調整をやります場合におきましても、あまりにも提供された用地費と、それから造成費、その他プラスの雑費のほかに、さらに大幅な調整、上向きの調整をしたということになりますと、地元はなかなか御賛成、御満足がいかないわけでございますので、おのずからそこに限界があるという実情になっておるのであります。しかしながら、いままでも地元等の御協力等によりまして、やはりもとより自然に考えました場合にいい土地であったと思われるこの粕谷方面といふような地域におきましては、これはつくりましたときはいろいろ高いといふようなお話があったのでございまして、今日におきましては、むしろ非常に需要が活発であるといふふうな形。一方に筑豊の内部におきましては、造成費が五千円かかっておるが、三千七百円で売り出しておつてもなお高いといふようなことで売れないといふふうな実情にあるのでございまして、したがって、全体といたしまして、私も事業団の許されま範囲内においての地価調整ということについてはいろいろ努力をいたしておるつもりでございますが、なお、この造成上の技術が未熟であるとか、この造成のいろいろな点に至らない点はあるかと思っておりますが、その点も省みつつ努力をいたしておるつもりでございますが、何でも、なおかつ、この地価が高いという問題は、主としていままでも東京とか大阪、名古屋といふような方面の近郊地帯に進出をしようといふような関係の企業といふものにきていただくといふような運動をいたした場合は、あるいは新産業都市と申しますか、水島でございますとか鶴崎でございますとかというふうな、非常に大きななままとつた造成を府県その他の工事でやりますようなものといふようなものから比べますといふと、そのような企業がわざわざ産炭地に転出してくるといふ前提で考えられるといふと、まだ高いところには根本問題があるといふのでございまして、それらの点につきましては、今日の自

己資金プラス借入金で、なるべく原価で造成をするといふところについては無理があるので、産炭地という特殊な造成上の困難な地形でもあるといふ御配慮をいただきまして、企業誘致という観点から、政府におかれまして、それぞれの地域に適した価格と造成費との間の、事業団ができるだけの先ほど申し上げましたような操作をいたしまして決定した地価との差額に開きがございます場合は、それについては何らかの国の補助を賜りたいといふのが私どもの趣旨でございます。

○鬼木勝利君 そので、私はお尋ねしたいのですが、この用地費というのは、これはむしろわかりませんが、それから造成費といふのがあつて、なおかつ、その他事務費とか、あるいは人員費とか、そういうものが含まれておると、こう言っているのはどういふ意味ですか。

○参考人(堀坂政太郎君) 造成費というのは、工事を請け負わしてできたのが造成費でございますが、そのほかに金利をお払いしなければならぬといふもの、あるいは私も事業団の職員がこの造成の工事の基本のあれをやっておりますので、それらの人員費、あるいは事務諸費等が管理費としてかかるのでございまして、この点は住宅公団その他の政府機関の土地造成におきましますり方と全く同様でございます。

○鬼木勝利君 それから、その次は、立地条件といふことをおっしゃっておりますが、むしろそれは立地条件はあると思つて、そこでは画一的に全部平等だといふことは言えない、あり得ないと思つておられる、ある程度まではそのいわゆる産業基盤の整備といふものができて、道路もあるのだ、工業用水もあるのだ、通信機関もあるのだ、それ以外の立地条件といふのは、私はさうどうだこうだといふべきではないと思つたと思つた。それに立地条件立地条件といふことを言われるといふことは、先ほどから私が言ったように、産業基盤の整備ができていないから、何もさういふできていないところにはばつと土地を造成して、

さあおいでくださいといつて来るようなばかはいはしない。この点を先ほどから聞いておられるけれども、どうも石炭局長はうまく逃げてしまつて、さうして、そこは私の信念であり、誠意を持って申し上げる。はなはだどうもさういふ点がうまくいかないのだ、話は、どう思うか、その点、局長。

○政府委員(井上亮君) 土地造成の問題を端的に申しますと、実はこの法律は、私、課長時代に關係してつくれたわけでございますが、土地造成は、スタートは、御承知のように、これは第一次答申のあとにできた法律でございます。御承知のように、第一次答申におきまして、七万人の人員整理と千五百万トンの閉山といふような大きな政策を打ち出しておるのでございまして、これによって産炭地が非常に疲弊すると同時に、七万人にのぼる相当の離職者が発生するといふようなことで、やはり終閉山に伴う環境整備の問題、あわせて失業対策といふような観点から、ボタ山を処理しよう、このことが産炭地の環境をよくすることであり、かつまた、急激に発生する離職者に対して職場を与える仕事をつくらうといふようなことからボタ山処理を計画したわけでございます。これが産炭地域振興事業団に土地造成といふ名前です。今日まで産炭地域振興事業団がやっております土地造成の六割以上は、このボタ山処理のために予算をとつておるわけでありまして、現在、大体、筑豊を中心にして、五百人程度の離職者をボタ山処理に使ひまして、しかも、これは単に臨時雇用の形ではなくて、少なくとも五年以上安定した職場となるようにするといふような配慮で現在土地造成をやっております。したがって、どうしても事業団に味方をいたしまして、コストの高いのを私はこれでけつこうだといふつもりは毛頭ございません。ございませぬけれども、いわば緊急就労的なボタ山処理を土地造成としてやっておるわけでございます。さういふ意味合いから申しますと、これを経済採算ベース





とは山元に、企業主にあなたたちが十分それは働かすべきであると思う。その点はどういうふうなお考えを持っていますか、局長。

○政府委員(井上亮君) 先生の言われた趣旨はよくわかるわけでございます。なお、組夫のこういった取り扱いにつきましては、十分今後とも研究はいたしてまいりたいと思っております。ただ、閉山いたしました場合の離職金の問題につきましては、これはやはり常用雇用はそこで生涯を働くというふうな契約になっておりますが、組夫は、先生も御承知のように、臨時であり、かつ、その山専属ではございません。そういった性格があるため、いわゆる常用雇用とは離職金については差別されるといふふうに思いますが、その他災害によって犠牲を受けたというふうな場合には、それはまあ恩恵は全く同じだというふうには承知いたします。

○鬼木勝利君 正式の労働者と組夫の方は離職金においては差別があるといまあなたに言われた。差別があるというなら、離職金はあるわけですか。全然ないのとあるのと、あるけれども差別があるのか、その点はっきりしてください。

○政府委員(井上亮君) ことばが少し不正確だったと思えますが、閉山をいたしました、閉山しました山に組夫として入っておられる方は、一応その閉山とともにその山の仕事はなくなるわけでございます。その山では、しかし、組に所属いたしておられますので、組は、必ずしも閉山しました山に専属的に自分の組夫を雇用関係させておられるわけではございませんので、転々としておられる。その意味では離職の事実はないということも言えるかと思えます。ですから、そういった趣旨から、離職金の場合には、やはり生涯その山で働くというふうな雇用関係をしている常用雇用につきましては特に離職金を出しているというふうな制度でございますが、ただ、それ以外の点につきましては、これは先ほど来申し上げましたように、常用雇用と組夫とに差別はないように理解いたしております。

○鬼木勝利君 しかし、それはむろん組夫の方は臨時だと思えます。むろん手数も短かい。一方は親代々おったとか、あるいはもう十年も二十年も三十年もおったという方と、組夫として臨時に入っておられた方を離職金でも同等にやれ、それは理屈は通らない。そういうことを私は言っているのじゃない。しかし、たとい期間が短かいから、半年である方が一年である方が、臨時手当、臨時退職金、臨時離職金というものはあるはずなんだ。それがないというのはおかしい。たとえば個人のうちにたとえても同じだ。大体役所あたりでもそうなんだ。もう学校を出て、そしてあなたたちのように局長、あるいは将来は次官、大臣になるかもしれないけれども、そんな方も、あるいはアルバイトで入ってきた人も当然の報酬を出すべきなんだ。これは臨時だから何にも出さない、これはまだ半年ぐらいいだからやれない、そんなことはあるわけがない。個人のうちにたてて。個人の商売だつて、番頭として長年おった人にはのれんを分けてやる、また、妻もめとらしてやろうし、財産も分けてやろう。だけど、一時的に手伝いに来たという人には、やはりその人と別れるときに、相当の報酬と同時に、一月である方が二月である方が半年である方が、プラスアルファで、たいへん御苦労でしたと、当然あるはずです。常識で考えたつてわかる。それをまだどうだこうだと局長が言うのはおかしい。

○小柳勇君 組夫の問題は、速記録に誤って載るとぐあいが悪いから、いまはくらがここで要求するのは、通産省は、鉱山保安上、組夫は全然使わない方向で指導すべきであるということをおっしゃるので、その処遇は労働者の担当であるし、十分わかっているようにだけれども、組夫はその下請の組の雇いであつて、その山と雇用関係がないから臨時退職金などない。労災のときに一緒に扱ったのは特別の措置であつて、労災補償ではないのだから、誤まって速記録に載るとぐあいが悪いから、したがって、いま石炭局長の答弁にわれわれが求めるのは、鉱山保安上、組夫はなるべく

使わないように指導いたします。そこまででよくはないと思ふのだ。あとの問題は正確にまた次の機会に答弁してもらいたい。

○鬼木勝利君 私は先ほどから繰り返して申し上げておるうちに、これは労働者の問題だから、だから、いまここではどうしろこうしろとか、あなたにどうだとかいうことを言っているのじゃない。だが、しかし、いやしくも石炭産業に対しては、これは通産省の所管なんだから、そうして、働かしておるところの労働者に対してはあなた方も十分考へるべきだ、労働者の問題だからどうだこうだというふうなことで傍観しておるのは不都合だということをおっしゃるわけなんです。保安局長、どう考えますか。

○政府委員(森五郎君) 先生御承知のように、組夫の使用につきましては、将来これはだんだん少くしていくということが基本方針であります。この前、内閣におきまして産業災害防止対策審議会でも、将来そういうものはだんだん少くしていくべきであるという答申もなされておるわけでございます。したがって、われわれもいたしましては、将来そういう方向で考えていきたい。ところが、先ほど先生御指摘のように、いま炭鉱から組夫を締め出しましたら炭鉱の出炭はとまるといふことがございますので、したがって、この規制につきましては、鉱山保安上、組夫は何と申しませんが、移動性が非常に高い、したがって教育がしにくいというふうなことで、しばしば災害の原因をなすという場合も間々あるわけでございます。そういう点について今後とも十分監督をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○鬼木勝利君 将来組夫はもうなくしてしまふ、そんな簡単なことを言われちゃ困るのです。それは鉱山保安上、そういうことはそれでいいと思うのだけれども、なくすならなくすように生かすべき道をほつきり——組夫の方々もまだ元気なお若い方がたくさんいらっしゃるから、そういう方々が将来十分生きていく道を与えて、そうして将来は組夫の方をなくすならなくすというふうなことを考えてやってもらわなければ、単に鉱山保安上これはいけないからというのでやられちゃ迷惑する、困る。そんな血もなければ涙もないようなことを保安局長は言っておつては困るのですよ、保安局長。

○政府委員(森五郎君) 先生御承知のように、現在、組が担当いたしております仕事は臨時的な、かつ、専門的な仕事ということになっておるわけでございます。それで、これは先生御承知のように、合理化で許可を得まして、保安法で届け出をするという組織になっておるわけでございます。したがって、これが全部なくなるということ、これは、ちよつといろいろな炭鉱の仕事の内容から考えまして、全然ゼロになるということとはちよつと考えられないわけでございます。しかし、先ほど申しましたように、保安上、現状においては必ずしも好ましくないというところで、これを将来はだんだん少くしていくという方向で考えたということをおっしゃるわけでございます。

○委員長(大河原一吉君) 他に御発言もなければ、本案についての審議は、本日はこの程度にいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十六分散会

昭和四十一年六月九日印刷

昭和四十一年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局